

令和8年4月23日  
障 害 福 祉 部  
障 害 保 健 福 祉 課

## 世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が改正された。これに伴い、規定の整備を図る必要があるため、世田谷区発達障害相談・療育センター条例（以下、「本条例」という。）の改正を令和8年区議会第一回臨時会に提案する。

### 2 改正内容

本条例において、世田谷区発達障害相談・療育センターが行う事業の一つとして障害者総合支援法に規定されている「特定相談支援事業」を掲げている。このたび、障害者総合支援法の改正により、引用する条項番号にずれが生じたため、引用条項番号を改正する。

### 3 施行日

公布の日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月 区議会第一回臨時会に条例改正案を提出

世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区発達障害相談・療育センター条例 平成20年12月9日条例第71号</p> <p>改正</p> <p>平成23年3月8日条例第14号 平成24年3月6日条例第11号 平成25年3月5日条例第10号 平成30年10月1日条例第60号 令和5年6月27日条例第43号 <u>令和8年月日条例第号</u></p> <p>世田谷区発達障害相談・療育センター条例</p>	<p>○世田谷区発達障害相談・療育センター条例 平成20年12月9日条例第71号</p> <p>改正</p> <p>平成23年3月8日条例第14号 平成24年3月6日条例第11号 平成25年3月5日条例第10号 平成30年10月1日条例第60号 令和5年6月27日条例第43号</p> <p>世田谷区発達障害相談・療育センター条例</p>
<p>第1条～第4条 (略) (事業)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (事業)</p>
<p>第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 発達障害についての相談に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)に関する こと。</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。)に関する こと。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業に関する こと。</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第19項に規定する特定相談支援事業に関する こと。</p>	<p>第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 発達障害についての相談に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)に関する こと。</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。)に関する こと。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業に関する こと。</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関する こと。</p>
<p>2 センターは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>2 センターは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事業を行う。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 保育園、幼稚園、学校その他の関係機関及び民間団体に対する発達障害に係る相談及び助言に関すること。</p> <p>(2) 発達障害に係る研修に関すること。</p> <p>(3) 発達障害についての知識の普及及び啓発並びに研究に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(1) 保育園、幼稚園、学校その他の関係機関及び民間団体に対する発達障害に係る相談及び助言に関すること。</p> <p>(2) 発達障害に係る研修に関すること。</p> <p>(3) 発達障害についての知識の普及及び啓発並びに研究に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>